

任意継続組合員 殿

公立学校共済組合沖縄支部
支部長 半嶺 満
(公印省略)

被扶養者の資格継続の確認（検認）等について

暑い日が続きますが、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条第 1 項の規定に基づき、毎年被扶養者の資格が継続しているかの確認（検認）を下記のとおり実施いたします。
なお、検認を受けていない任意継続組合員被扶養者証等は、地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条第 4 項の規定により、無効となりますのでご注意ください。
つきましては、お忙しいなか大変恐縮ですが、期限までに必要書類の提出をお願いいたします。

記

- 1 対象者
被扶養者（ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降に新たに認定を受けた被扶養者は除きます。）
- 2 提出書類

★印は、情報連携により省略可能な書類です。（詳細：本通知「3 確認内容」参照。）

【全員提出】	① 別添「令和 6 年度 任意継続組合員被扶養者調書（検認）」	
	② 被扶養者の住民票の写し（謄本、抄本どちらでも可）★	
	③被扶養者の令和 6 年度（令和 5 年分） 所得証明書（市町村発行）★	
	※中学生以下で所得がない者は省略可	
【該当の場合のみ提出】 組合員、被扶養者、扶養義務者（組合員の配偶者等）に該当している方がいないか必ず確認ください。	④年金を受給している場合 ※障害年金、遺族年金及び生命保険契約に基づく個人年金、財形年金等を含む ※公的年金のみ★	・年金額改定通知書又は年金振込通知書等の写し ※令和 6 年 6 月以降に発行されたものがあるかと思います ・直近の個人年金または財形年金等の年額がわかる書類
	⑤営業、不動産、農業所得がある場合	令和 5 年分の「確定申告書」及び「収支内訳書」の写し
	⑥株等の譲渡収入がある場合	・確定申告をする場合 →「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」 ・特定口座による源泉徴収の場合 →「(年初に各証券会社等から発行される) 特定口座年間取引報告書」
	⑦給与収入（パート、アルバイト等含む）がある場合	別添「給与支払証明書」（2 箇所以上で勤務している場合はそれぞれ必要）

		※令和5年1月分～令和6年8月分の 給与実績証明
	⑧雇用保険の失業給付を受給している場合	雇用保険受給資格者証の写し（両面）
	⑨組合員と同居要件がある対象者 （配偶者、子、父母、孫、祖父母、 兄弟姉妹以外の者が該当）	住民票謄本（※続柄省略不可）
	⑩対象者（配偶者・子を除く）が 組合員と別居している場合	別添 「送金証明書」 ・送金の事実（3か月又は3回分）が確 認できる書類（通帳の明細、名義を確 認できる頁の写し等）の添付が必要
	⑪夫婦共同扶養の場合	組合員及び配偶者の令和6年度（令和 5年分）所得証明書（※配偶者が被扶 養者の場合省略可） ※配偶者に事業所得（農業や不動産等） がある場合は「確定申告書」及び「収 支内訳書」の写しが必要

（例）配偶者を扶養に入れている場合の提出書類

（ケース1）配偶者の収入状況：年金収入、パート収入

【提出書類】 上記①～③、④、⑦

※⑦については、配偶者の勤務先に別添「給与支払証明書」作成を依頼する
必要あり。

（ケース2）配偶者の収入状況：農業収入、不動産収入

【提出書類】 上記①～③、⑤

※⑤については、「確定申告書」及び「収支内訳書」の写しを添付（確定申告
をしていない場合はご相談ください）。

（例）子どもを扶養に入れている場合の提出書類

（ケース3）子どもの収入状況：アルバイト収入

【提出書類】 上記①～③、⑦、⑪

※⑦については、子どもの勤務先に別添「給与支払証明書」作成を依頼する
必要あり。

※⑪については、組合員と扶養義務者（組合員の配偶者）の収入比較を行う
必要があるため。組合員または扶養義務者に年金収入がある場合は④、農
業等の収入がある場合は⑤を追加で提出する必要あり。

（ケース4）子どもの収入状況：以前はアルバイト収入あったが、現在はなし

（R5年1月～R6年8月までの間にアルバイト収入があった）

【提出書類】 上記①～③、⑦、⑪

※⑦については、退職した子どもの勤務先に別添「給与支払証明書」作成を
依頼する必要あり。

※⑪については、組合員と扶養義務者（組合員の配偶者）の収入比較を行う
必要があるため。組合員または扶養義務者に年金収入がある場合は④、農
業等の収入がある場合は⑤を追加で提出する必要あり。

3 確認内容

提出書類のうち以下の書類については、情報連携を希望することにより添付を省略することができます。

情報連携を希望する場合は、令和6年度任意継続組合員被扶養者調書（検認）に情報連携対象者、情報連携を希望する書類を記載ください。

情報連携を希望する書類が所得証明書の場合は、同意書（別添）の添付が必須。公的年金の場合は、年金支給機関名の記載必須。

【情報連携可能書類】

- ・令和6年度（令和5年分） 所得証明書（組合員及び被扶養者のみ）※同意書（別添）添付必須。
- ・被扶養者の住民票
- ・公的年金の年金額改定通知書又は年金振込通知書等の写し（組合員及び被扶養者のみ）

【情報連携とは】

個人番号（マイナンバー）による情報連携を希望することにより、公立学校共済組合から関係機関に情報照会をすることが可能となり、一部の提出書類を省略することができます。情報連携が可能なのは組合員、被扶養者のみです。**情報連携を希望するにあたり、個人番号の報告は不要**ですが、所得証明書について情報連携する場合は同意書を添付する必要があります。

なお、**情報連携を行っても十分な内容確認ができない場合は、紙媒体での書類提出を求めることがあります**。また、情報連携により取得した情報は、当依頼に係る内容確認以外の用途で使われることはありません。

4 その他

氏名・住所 変更等がある 場合の提出 書類	「記載事項等変更申告書」（支部様式第16号）を提出。 ※氏名変更時の添付書類：住民票の写し★または戸籍の写し、任意継続組合員被扶養者証 ※住所変更時の添付書類：住民票の写し★ 様式は「退職のしおり」又は公立学校共済組合沖縄支部ホームページからダウンロードできます。 ホームページのパスワード：47okinawa
--------------------------------	---

5 送付先

〒900-8571 那覇市泉崎 1-2-2
公立学校共済組合沖縄支部 給付・年金班

6 提出期限 **令和6年9月30日（月）** 必着

※ 扶養の状況が変わり、取消の事実が発生した際は取消事実の発生日に遡って被扶養者の認定取消を行い、これまでに要した医療費の全額（組合負担分）を返還してもらうこととなります。

問い合わせ先：給付・年金班 宮國

TEL098-866-2720